

色んな花を咲かせよう

NEW FACE

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>
E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

URL:<http://www.kansai-union.jp>
E-mail:sodan@kansai-union.jp

忘れていけないのは
'不屈の精神力です！

2017.11.4
vol.39



〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目10番12号 エル・エスト不動産天満ビル4階 401号室
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781
関西ユニオン TEL(06)6881-0110
共通FAX(06)6881-0782

労働問題のご相談はお近くのユニオンへ

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>
URL:<http://www.kansai-union.jp>

次号

NEW
FACE vol.40
12月2日(土)発行

特集

—労働組合の権利侵害を許すな—
「相次ぐ仮処分攻撃を跳ね返せ！」

■ UNION
LIST

■ 関西エリア

管理職ユニオン・関西 06-6881-0781

関西ユニオン 06-6881-0110

■ 関東エリア

東京統一管理職ユニオン 03-5957-7757

ネットワークユニオン東京 03-5363-1091

NEW

FACE

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp> E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

URL:<http://www.kansai-union.jp> E-mail:sodan@kansai-union.jp

(連番)FACE 247号 あばけん便154号

～特集～

管理職ユニオン・関西 第22回定期大会

今年6月に「管理職ユニオン・関西結成20周年の集い」を開催しましたが、定期大会は次で第22回を数えます。その間、様々な争議や取組みがありました。それについては記念パンフレットに詳しく紹介していますので、ご覧ください。

さて、これまでも繰り返し機関誌で述べてきましたが、コミュニティ・ユニオンも転換期を迎えていると思います。コミュニティ・ユニオン全国交流集会が始まったのが1989年。ちょうど連合が発足し、総評が解体した時期と重なります。連合発足以降、多くの企業内労働組合が形骸化し、闘いを忘れてしまったかのような醜態をさらしている中で、コミュニティ・ユニオンの活動が脚光を浴び、労働運動の未来を切り開くかのように言われたこともありました。それから約30年。コミュニティ・ユニオンは様々な創意工夫と不拔の意思で多くのすばらしい成果をあげてきました。しかしながら、その成果も個別労使紛争の解決という限界を中々突破できず、集団的労使関係の構築と労働運動の再建には届いていないのが実情ではないかと考えます。そして、少なからぬコミュニティ・ユニオンが、献身的に活動してきた第一世代の引退とともに、後継者難と財政難によって継続と運営に支障を来しています。

管理職ユニオン・関西も決して例外ではありません。そして、困難を認識した上で、それを乗り越えて行く活動総括と活動方針を立案していかなければならないと考えています。組合員の皆さん！来る定期大会には是非ご参加いただき、そして、活動総括と活動方針について活発に議論していただき、展望を開いて行ってもらいたいと思います。

管理職ユニオン・関西 第22回定期大会

日時：11月26日（日）13:30 開場 14:00 開始

場所：PLP会館4階 小B会議室

大会終了後懇親会あり（参加費500円）



組合員の方は、こぞってご参加を！

以下、2017年度活動総括案と2018年度活動方針案の要約を掲載します。是非、目を通していただき、定期大会の場でご意見をお願いしたいと思います。

2017 年度活動総括案（抜粋）

○MU結成 20 周年の集い

今年 6 月、MU 結成 20 周年の集いを、約 100 名の参加で開催しました。古い組合員や支援者、友好組合等にも多数参加いただきました。

集いでは、MU 20 年の歴史をまとめた記念パンフレットを配布した他、これまでの多彩な取り組み（東京管理職ユニオン等との合同合宿、リストラサバイバル講座開設、「リストラがあなたを襲う」出版、篠山「無の家」・居酒屋「無の家」開設、京都・神戸での事務所開設、春闘デモ開催）の紹介や、多数の争議（川崎陸送、船場吉兆、高野山など多数の争議）の紹介が行われました。こうした歴史を共有できたことは大きな成果でした。闘いの姿勢の継承が必要あることが再確認されました。一方で、このままの継続で同心円的に発展していくことは困難であり、新たな展開を見据えた活動方針が必要です。

○駆け込み寺から集团的労使関係構築、職種別凝集別組織化

ここ数年来、駆け込み寺で終わるのではなく、集团的労使関係を構築していくことを意識的に目指してきました。その結果、養心会（MU）、GHP（KU）、但馬屋食品（MU）、神戸振興（KU）などでは分会を結成するに至っています。その他、組合員が複数化している職場も増加傾向にあります。また、職場での活動を活性化するために、春闘呼びかけも意識的に行ってきました。しかし、まだまだ個別労使紛争の解決に終始するケースが大半であって、集团的労使関係構築につなげて行けたケースは少ないのが事実です。

こうした現状も踏まえつつ、個別組合の限界を突破するために、連帯ユニオン関西クラブ支部との連携強化を進めています。具体的には、関西ユニオンを中心に争議の相互支援・合同レクリエーション開催、医療介護で働く組合員の交流会の定期開催、執行委員会への相互参加を進めてきました。来年には、組織統合も視野に入れて、一層の連携強化を進める予定です。

さらに、仲村書記長が東京での業種別職種別運動研究会の発足に関わるとともに、関西での取り組みを開始しています。研究者や弁護士を中心に据えつつ、幅広い労働組合の結集を図っています。

○争議の活性化と強まる弾圧への対応

昨年はエルラインが仮処分申立てを行い、これについては和解で終結しました。そして、今年には但馬屋食品と光明池土地改良区が仮処分申立てを行い、但馬屋食品については和解で終結しましたが、光明池土地改良区については名誉棄損部分で仮処分が認められました。つまり、この 1 年強の間に、立て続けに 3 件の仮処分攻撃を受けたのです。

こうした状況には、いくつかの要因が関係していると思われます。第一に、組合として、意識的に職場での基盤作りを手掛けてきたことです。駆け込み寺で終わることなく、集団

的労使関係構築を目指していく場合、争議は避けて通れません。第二に、社会風潮の変化です。労働運動の弱体化と争議の激減によって、従前問題にもならなかった争議行為ですら、突出した印象を与えるようになってきています。第三に、そうした社会風潮に後押しされた会社の争議行為に対する拒絶反応と使用者側弁護士によるスラップ訴訟の増加です。そして、裁判所は、正当な組合活動としての免責については一切考慮せず、一般民事と全く同じ扱いをする傾向を強めています。光明池土地改良区の仮処分決定は、その典型です。

組合としては、8月31日に争議対策会議を開催しましたが、今後も仮処分攻撃等は繰り返される可能性が高いことから、対策部の設置が必要であると考えます。

○専従体制～執行部強化とオルグ団の形成

KUでは一昨年の定期大会で若手専従を補充し、世代交代を図りましたが、結果としては失敗に終わりました。しかし、今後のMU・KUの継続と発展を考えると、若手専従の補充は是非とも必要です。今回の経験を総括し、若手専従の補充については、自ら職場で組合活動を行い、労働争議を経験することが望ましいと考えています。学働館で行われた合宿参加者の中で労働運動に関心を持った若手もいることから、若手専従の補充については継続して努力していくつもりです。

また、執行部強化の取組みとして、今年2月には合宿を開催し、労働運動のあり方についての学習を行うとともに、討論しました。

なお、今年のKUの大会で、Oさんにボランティア半専従としての協力していただくことになりました。Oさんは自らの職場で組合活動を展開し、組織化を進めてきた人であり、組合員に対しても常に職場で組合活動を展開することの必要性を説いてもらっています。部分的には団交も担当してもらっています。

今後、関西クラフト支部との連携強化の中で、方針実現に向けた専従体制やオルグ団の形成等を検討していくことになると考えています。

○その他の日常活動

(1) 新入組合員学習会

毎月第2土曜日に入門編、第4木曜日に中級編を定期開催してきました。入門編での学習内容は、管理職ユニオン・関西の生い立ちから始まり、どのような人が当組合に加入できるのか、なぜ組合に加入する必要があるのかを学びました。組合の特徴である、“やってあげる”、“やってもらう”関係ではなく、あくまでも当事者主義を理解していただくように努めてきました。学習会は岡本執行委員と野口会計が担当しました。中級編での学習内容は、職場での組合活動の展開と複数化ということに力点をおきました。学習会は仲村書記長と大橋副執行委員長が担当しました。

(2) 機関誌の定期発行

毎月1回第一土曜日に機関誌を定期発行しました。機関誌編集部を有効に機能させることが出来なかったのが反省点です。

(3) 地域別グループ会議

兵庫県組合員交流会を数年間継続してきたますが、昨年12月を最後に、以降は開催できていません。担当者の多忙のためですが、再建について検討しなければならないと考えています。

(4) 職種業種別のグループ会議

福祉医療介護組合員グループ会議については、1月、3月、6月、9月に開催しました。6月と9月は、関西クラフト支部と合同での開催にこぎつけました。

(5) シニアグループ

今期より新たに発足したシニアグループは、近年の高齢者を取り巻くさまざまな諸問題を一つずつ丁寧に取り上げ、勉強会形式で知識を深め、議論することで今後組合員が確実に直面するであろう問題に対して、迅速かつ適切に対処出来る様にする目的でスタートしました。そして活動実績としては、下記に示す合計4回のグループ会議を開催し、シニア組合員の啓発に努めました。まだまだ発足したばかりで試行錯誤していますが、今後も高齢者の生活に密着した問題を取り上げ、少しでも組合員の皆さんのお役に立てるように活動を行っていきたいと思っています。

(2017年活動実績)

- 1/27 高齢者雇用安定法について
- 3/31 年金制度について
- 6/09 下流老人(高齢者の生活困窮問題)
- 9/22 高齢者医療制度について

(6) 学習会等

組合内学習会については、以下の通り実施しました。

- ・1月 泊原発の現地報告と学習会
- ・1月 訪韓団報告会
- ・2月 最低賃金学習会
- ・8月 労働契約法学習会
- ・9月 映画上映「わが谷は緑なりき」
- ・9月 共謀罪学習会
- ・10月 映画上映「小林多喜二のメッセージ」

(7) レクリエーション等

昨年12月に大望年会、今年4月に関西クラフト支部との合同花見、7月に暑気払いビアパーティーを開催しました。この他、毎月1回のペースで遊歩会ハイキングを実施しました。

(8) ホットライン

昨年12月に長時間労働ホットラインを開設したのみで、毎年行っている3月、7月にはホットラインを開設できませんでした。理由は、但馬屋食品と光明池土地改良区の争議が激しくなり、担当者の余裕がなかったためです。

○地域の労働運動としての取組み

以下の共闘を行ってきました。

(1) おおさかユニオンネット

春闘決起集会、春闘総行動への参加。中之島メーデーへの参加。

(2) コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク、派遣労働ネットワーク・関西

全国交流集会への参加。「無期雇用をめざせ！ 昼スンストレスさよならキャンペーン」立上げへの協力。派遣通勤費問題で提訴の準備。

(3) 大阪労働者弁護団

賛助交流会への参加。基礎講座等の学習会への参加。L a l a 通信への寄稿。総会への参加。

(4) その他

機関誌交換等を通じた全国の労働組合との協力。

○社会運動との協力

沖縄新基地建設反対運動、原発再稼働反対運動、共謀罪反対運動、森友学園問題の追及運動等に協力し、集会等に参加してきましたが、有志の個人の活動の域を出ず、組織的な取り組みは出来ませんでした。しかしながら、労働組合も狭い枠に留まることなく、広く社会運動と連携すべきであると考えます。今後学習や検討を行いつつ、組織的に社会的政治的課題に取り組む体制を作っていくべきと考えます。

・労働運動の新たな展開を見据えた方針の必要

以上の総括を踏まえ、従来の継続ではなく、労働運動の新たな展開を見据えた方針の策定が必要であると考えます。これについては、2018年度方針案での検討をお願いしたいと思えます。

2018年度活動方針案（抜粋）

○はじめに

(1) 運動の基調は、昨年度の活動方針を継承します

- ・管理職ユニオン・関西は、結成から 20 年が過ぎました。昨年度から原則として管理職・中高年令労働者を組織対象とし、低所得の正社員労働者からの相談、加入に当たっては、関西ユニオンを紹介しその組織拡大に協力しました。
- ・この方針は、関西ユニオンと連帯労組関西クラフト支部との団結・合流の努力に協力するというものです。その他の個人加盟ユニオンとも可能なところは、団結を呼びかけて行こうというものです。そして、若手の専従活動家育成、増員について計画的取り組みを始めています。
- ・すでにコミュニティユニオン運動の限界として、いわゆる解決型ユニオンの組織規

模の限界、貧弱な財政と専従体制、後継者困難がはっきりしています。その克服策として、団結・合流によって器を大きくし、未組織労働者の組織化のため専従体制と後継活動家の育成を図ります。

(2) 教育・学習活動を強化します

- ・管理職ユニオン・関西の「たたかうスタイルと合言葉」の学習・実践をすすめ、組合員自らのファイティングポーズと他の仲間の労働者のために活動することを自覚してもらいます。
- ・新入組合員の入門編・実践偏の継続と、政治・経済、時事問題を取り上げた教育計画を、執行部を軸に進めます。

(3) 関生型運動の全国化、「業種別職種別ユニオン運動」研究会に協力します

- ・貧困・格差と闘う「業種別職種別ユニオン運動」研究会が、6月15日に東京で結成されました。関西での準備活動の開始にも協力します。
- ・関西生コン支部が勝ち得た政策闘争の成果に学び、企業内労働組合に変わる産別、業種職種別に組織を目的意識的に追求する活動に参加していきます。

(4) 社会運動、政治運動も強化し取り組みます

- ・第9期沖縄意見広告運動、大阪労働学校・アソシエには引き続き参加し協力します。
- ・改憲を許さず、沖縄の基地撤去・新基地建設反対、脱原発・再稼働反対、戦争法・共謀罪法の廃止などの取り組みを、執行委員を先頭に組合員にも積極的な参加を呼びかけます。

○組織内部の活動を強化

(1) 執行部の強化

現専従体制は、管理職ユニオン・関西と関西ユニオン兼務で2名のフルタイム、ボランティアの2名の半専従です。将来に備えて若手専従を1年後に補充する計画をたてています。

執行委員の団体交渉能力を育成します。職場で複数の組合員がいる執行委員は、分会交渉を追求し、また夜の団体交渉を増やし交渉委員として参加する体制にします。

理論面の強化のため、大阪労働学校・アソシエの講座の活用、合宿を行ないます。

(2) 組織方針について

①業種・職種グループ、地域グループ

②組合員の拡大のための活動

- ・職場の複数化として、最初の労働相談から個別相談であっても、仲間づくりの重要性を話していきます。
- ・労働相談ホットライン（60才定年後の再雇用問題等）、ティッシュ配布を行ないません。
- ・春闘の取り組みとして賃上げ・労働条件改善の要求をします。
- ・恒例の御堂筋春闘デモを行ないます。

③専門部の活動として

- ・機関誌編集委員会を機能させ、定期発行を継続します。
- ・争議対策・争議弾圧対策を強化します。

エルライン、但馬屋食品、光明池土地改良区の 3 つの争議の勝利をめざす。

様々な抗議行動、街宣行動に対する民事、刑事弾圧に備える対応策を確認します。

(3) 管理職ユニオンとしての共闘

管理職ユニオンの協力関係の再建をめざします。今、東京統一管理職ユニオンとの協力関係はあります。他の地方は地域ユニオンの一部として管理職ユニオンがありますが、実態の程はわかりません。管理職層の労働者は、ユニオンショップ協定を締結する企業内組合からは排除されています。階層としての「管理職」の労働組合の必要性はあります。

○争議の勝利をめざして

- (1) エルライン、光明池土地改良区、但馬屋食品が 3 大争議です。当該労働者も大変ですが、がんばっています。個別の取り組みもありますが、組合員の支援の下で様々な行動で不当なことをする資本家・経営者を追い込んでいき、勝利を勝ち取りましょう

① エルライン

スーパーマーケット(ラッキー・パントリー)を経営している株大近の子会社です。Sさんは、エルラインのラッキーグループの運輸・業務部長職でした。

2014年8月、親会社物流責任者兼務の農端取締役管理本部長が、経営責任をSさんに転嫁し、残業させても費用がかからないということから配送運転手に特化した業務命令をしました。Sさんは、運転手特化後、体調を崩し不眠症を発病し心療内科へ通院しました。主治医も産業医も、パワハラ配転に原因があり改善を求めました。改善が行なわれないため、現在、労働災害申請をしています。

また、3万円の固定残業代で月間100時間以上の長時間労働に対して未払い賃金支払いを求め、大阪地裁で争っています。大阪府労働委員会において、会社が元職に戻さないことは不当であり、組合敵視の不当労働行為として係争中です。

不当配転撤回・元の運輸・業務部長職に戻すことを求めた抗議行動を、親会社大近本社前や近鉄あべのハルカス前で街頭宣伝活動を続けています。

② 光明池土地改良区

発端は光明池土地改良区の職員Yさんの降任問題です。昨年夏以来団体交渉をし、賃上げ等も要求しましたが、法人はYさんを業務上横領で刑事告訴していたのです。今年3月2日家宅捜索が入り、警察の捜査が継続中で結論も出ていないのに、上記横領容疑及び組合の要請活動への参加を理由に、5月30日付けで懲戒解雇したのです。これは、法人及び若林理事長が独裁権力をふりかざした攻撃であると判断しています。10月に不起訴処分となり、濡れ衣が晴れました。

和泉市北部リージョンセンターで行われた光明池土地改良区の総代会(株式会社で言えば株主総会に当たるもの)、法人事務所での理事会に向けて要請行動。法人主催の

「光明池土地改良区神社祭」という催しにも訴え。和泉市役所前、高石市役所前、堺市役所前、法人事務所付近で街宣行動を展開しました。7月16日、和泉市内で光明池土地改良区及びその代表者である若林理事長に対する抗議の集会とデモを約50名で決行しました。また、地位確認裁判として大阪地裁堺支部で争いが始まっています。

法人は、7月11日、本部事務所、若林理事長の自宅、和泉市役所、高石市役所、堺市役所とその半径200～500m以内の街宣禁止の仮処分命令申立て、大阪地裁民事1部は10月19日、それを認める不当な決定をしました。

不当な懲戒解雇撤回・職場復帰、憲法28条の団体行動権を否定する権利侵害を許さない闘いを継続中。

③ 但馬屋食品

豆腐をはじめとする大豆製品の製造・販売をしている但馬屋食品で組合員が9名いる。組合の要求は、①未払い残業代の支払い、②月200時間を超えるような極端な長時間労働の改善、③基本給のアップでした。昨年9月頃から、八鹿工場の商品を次々と打ち切り、外注化し、八鹿工場では残業が全くなくなりました。組合員らの手取り額は、残業がなければ15万～16万程度。日干しにしてきたのです。今年1月からは工場での仕事がなく、2月末で八鹿工場を閉鎖したのです。

会社は、阪口祐康、山田長正弁護士（大阪）、それぞれ解任後は、東京から畑中鐵丸・伊藤敬洋弁護士に変えてきました。

昨年11月から伊丹市の本社前や八鹿工場前で抗議行動を行うとともに、取引先への要請行動、阪急伊丹駅前での情宣活動も行った。

3本の不当労働行為救済申立てを行ない係争中です。未払い残業代を支払わせる裁判も行なっています。生活上から但馬屋食品を辞めたメンバーもいますが、たたかいは全員で伊丹市の本社、阪急伊丹駅、朝来工場で街頭宣伝抗議行動を継続しています。

(2) 権利侵害、争議制限・弾圧対策

上記3つの争議に対して、エルライン、光明池土地改良区、但馬屋食品から街宣活動禁止の仮処分が起こされました。闘う労働運動の後退の結果、過去には日常的であった社長宅抗議やデモが制限対象となり、権利侵害がまかり通るようになっていきます。社長・理事長宅への抗議・街宣、周辺で抗議・ビラ配布などの規制攻撃です。憲法28条の団体行動権侵害です。

あきらめたり、腰が引けると敵の思う壺です。対抗策は、法的争いと、工夫をした行動の継続です。

光明池土地改良区が起こした「理事長宅、事業所、3つの市役所」での街宣禁止仮処分判決が出ました。権利侵害もはなはだしい不当な仮処分決定です。法的反撃も含めて大きな運動にしていきます。

この間、労働運動弾圧に使われてきた犯罪として、威力業務妨害・逮捕監禁・詐欺（賃借権詐欺・会議室使用詐欺）・強制執行妨害・強要・恐喝・建造物損壊（ステハリ・落書き等）、電磁的公正証書原本不実記録（住民票の住所に住んでいない等）、有印私文書偽造・同行使（ホテル宿泊時の本名不使用等）などがありました。

共謀罪が施行されました。これを廃止させるには闘う労働運動や市民の反対行動にかかっています。委縮しないで活動を続け、共謀罪反対と適用を許さない声を上げ続けていきます。

○関西ユニオンと連帯労組関西クラフト支部との合同に協力する

30年になるコミュニティユニオン運動は、個別労使紛争の解決から集団的労使関係とは進展していません。資金難、後継者難で実質解散となっているユニオンもあります。

個人加盟労働者を大量に組織すること、具体的には組織の合流や統一をすることによって量を増やし、業種・職種別の労働者整理も飛躍させること、こうした組織の拡大で、産別、業種別職種別を単位とした組合支部建設を展望します。

その具体化を進めてきた関西クラフト支部と相互に執行委員会のオブザーバー参加、争議共闘、行事の共催を重ねてきました。すでに関西ユニオンは、関西クラフト支部との合流・統一方針を決めています。関西クラフト支部は、この11月19日の定期大会で、関西ユニオンとの合流方針を決めます。

○協力・共闘を継続し、組織的に積極的参加する

(1) 事務局として活動しているか、責任を持って参加している運動

①沖縄意見広告運動

関西事務所に仲村書記長が加わっています。

沖縄普天間基地撤去・辺野古新基地建設反対、日米安保破棄を訴えてきた沖縄意見広告運動8年の実績、認知度が高まり、6月3日の琉球新報・沖縄タイムス・朝日新聞に初めて見開きカラーの全面広告を掲載しました。12,548件の賛同を得ています。

第9期の関西のスタート集会は12月1日に開催されます。引き続き賛同者を組合内で拡大していきます。

②大阪労働学校・アソシエ

開校後2年目となっています。会員となっています。

これまで、労働運動の理論、社会的連帯経済、日本の侵略犯罪の歴史、優生思想などのテーマ企画が実行されました。

8月には関東・関西の学生・青年40名超を集めて関生型労働運動や戦後労働組合運動史を学ぶ夏季合宿が開催されました。仲村書記長が講師として活動家になるためのメッセージも発信しました。積極的に関わりを持ってきた青年もいます。

10月から木下武男・熊沢誠講師の「労働運動の歴史から学ぶ」が行なわれ、執行委員も参加をしています。組合員の教育活動にも活用していきます。

③協働センター活動（非正規労働者のための協働センター）

仲村書記長も参加した「労働運動の再生のための懇談会」の活動を通して、医療・介護の労働者交流・共闘が進み、トラックの中小業界会の懇話会が継続しています。

さらに、関西生コン型運動、産別、職種・業種別組織化の全国化の取り組みを行なってきました。6月15日に東京において「業種別職種別ユニオン運動研究会」が発足し、青年を含む活動家も結集してきています。引き続き、関西での研究会発足を準備

していきます。

④NPO関西仕事づくりセンター

仕事づくりセンターは、管理職ユニオン・関西、北大阪合同労組、関西生コン支部との協力からスタートし10年が経過しています。年間事業額が約2,100万円となっています。若手のメンバーも加わっています。将来、大きな構想で議論が出来ればと思います。引き続き、事務所と事務局会議の便宜を図っていきます。

(2) 共闘関係

①おおさかユニオンネットワーク

おおさかユニオンネットワークは、全港湾大阪支部・建設支部、全日建連帯労組関西生コン支部・トラック支部、教育合同労組、全国金属港合同、なかまユニオン、郵政ユニオン、電通合同労組、大阪全労協傘下の労働組合などが参加する共闘組織です。労組間の情報交換、争議支援、春闘共同行動、労働法制改悪反対や反戦・平和の取り組みを行なっています。継続して共闘に参加していきます。

②コミュニティユニオン関西ネットワーク、派遣ネットワーク関西

大阪、京都の個人加盟ユニオンのネットワークで、きょうとユニオンと管理職ユニオン・関西が共同代表で、北大阪合同労組が事務局を担っています。最低賃金アップの街頭行動、非正規労働者のための集会などを取り組んでいます。大橋副委員長が、派遣労働者ネットワーク・関西も兼務で引き続き参加していきます。

③大阪労働者弁護団

賛助会員となり、弁護団主催の学習会などに引き続き参加・協力します。労働者弁護団所属の弁護士に解雇や不法行為、未払い賃金などで、地位確認、損害賠償・未払い賃金請求裁判の弁護を依頼しています。引き続き、友好関係を深めます。

④全国レベルでの協力関係にある労組・諸団体と引き続き連携をします。

これまでの機関誌交換、遠方からの相談者を各地の労組・ユニオンに紹介すること、交流や争議支援行動の協力関係を継続します。関西以外で交流・共闘は、ネットワークユニオン東京、東京統一管理職ユニオン、愛知連帯ユニオンなどです。機関誌交換は、埼玉ユニオン、東京東部労組、静岡ふれあいユニオン、名古屋ふれあいユニオン、ユニオンみえ、岡山女性・地域ユニオン、福岡ユニオンなどです。出来るだけ幅広く提携をしていきます。

○国際連帯

日韓労働者連帯で韓団を訪問したり、韓国からの訪日団を迎えて交流をしています。

現在のところ日韓労働者連帯が中心ですが、これまでフィリピン、フランス、ギリシャの労働者と連帯交流をしたこともあります。機会があれば世界各国の労働者・労働組合と連帯活動、代表派遣なども行っていきます。

※以上の活動総括案の文責は大橋副執行委員長、活動方針案の文責は仲村書記長にあります。これらについては、現在MUの執行委員会で検討中であり、まだ執行部案としては確定しておりませんので、ご了承ください。

～報告～

「コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 福岡」

10月7日（土）と8日（日）の2日間、福岡において「コミュニティ・ユニオン全国交流集会」が開催されました。全国から400名を超える人が集まり、盛大な集会となりました。はるか昔ではありますが、三井三池争議がたたかわれた土地。その伝統を受け継いでか、地元の労働運動もなかなか強力なものと感じられました。MUとKUからは、大橋とNさんが参加。以下、簡単に報告させていただきます。

1 10月7日（土）全体集会（大橋）



全体集会は13時から始まりました。冒頭はお歴々のご挨拶。これはほとんど聞き流していたのであまり覚えていませんが、連合本部副事務局長が残業代ゼロ法案に関する右往左往の言い訳をしていて、会場が白けまくっていたのだけ印象に残っています。その後、全国ネットの総会がありましたが、これについては大幅に割愛。北大阪合同労組の木村さんの森友問題で特別

アピールが拍手喝采を受けたことだけ触れておきます。

総会終了後少し休憩をはさんで「混迷する今、確かな一歩で未来を拓く」と題するパネルディスカッション。パネリストは、ナリッジ共同法律事務所のA弁護士、全国ネット顧問のB弁護士、全国ネット事務局長の3名。三者三様のお話でしたが、時期が時期だけに、衆院解散・総選挙や「働き方改革」についての話を中心となりました。とりわけ、B弁護士が「働き方改革」を痛烈に批判し、気炎を上げていたことが記憶に残っています。

その後、17時から争議報告会。東京東部労組のマルゴー支部闘争の報告をはじめ、各地の争議が報告されました。マルゴー支部は、モデルガン等を販売しているミリタリーショップ「マルゴー」の労働者が結成した支部。社長が社員らに一切説明せずに突然店の閉鎖と全員解雇を通告したことから、争議が始まったそうです。マルゴー支部を結成した労働者は、店を占拠しストライキに突入。79日間にわたる闘いで、①会社側が不当解雇を撤回、②会社がマルゴー本店の在庫商品を退職金として組合員に譲渡、③会社が組合員自身は今後行う営業再開のために別の店舗を貸与する、という内容で解決したということでした。当組合もいくつかの争議を抱えている中、大いに元気づけられました。



そして、18時半からは、お待ちかねのレセプション。地元福岡連合ユニオンの面々が工夫をこらした寸劇を披露。会場は笑いに包まれ、盛り上がりました。そして、関西から来たメンバーが集まって二次会。福岡名物のもつ鍋をたらふく食べ、大いに飲み、夜12時頃まで歓談して散会。

2 10月8日（日）分科会

10月8日は分科会。全部で11の分科会が開かれました。①実践！団体交渉すすめ方、②倒産対策、③「女性と労働」ジェンダー平等の視点に立った労働政策の実現を！、④いじめ・嫌がらせと労災補償、⑤職場のパワーハラスメントをなくすために、⑥公務パート-公職場における「臨時・非常勤」の現状と課題、⑦組織運営～ユニオン運動の発展のために、⑧有期雇用／労働契約法第18条「無期転換ルール」、⑨有期雇用／20条・定年後再雇用、⑩生活できる賃金・最低賃金、⑪暴走する安倍政権を止めよう！【特別報告】森友学園のいま、です。Nさんは①実践！団体交渉すすめ方、大橋は⑨有期雇用／20条・定年後再雇用に参加しました。それぞれ報告させていただきます。

（1）第1分科会「実践!団体交渉の進め方」に参加して（報告：N）

この分科会では、各ユニオンが労働相談を受けたところから、会社への要求を整理して、使用者に組合加入通知、団体交渉を申し入れ、解決までの道のりをどうしているかを紹介してもらい、団体交渉をどう進めていくのがいいのかを相互で話し合うというような形で行いました。

団交の実践ではとくに連合福岡ユニオンの団交の進め方について多くの時間を使い、熱心な説明がなされました。連合福岡ユニオンでは、刑事免責、民事免責、不当労働行為などの労働組合機能のフル活用や、ネットワークのフル活用をつねに心掛け組合活動をしているそうです。ネットワークには、連合の構成組織の一つの団体であるという立場、ユニオン全国ネットとの統一交渉、統一行動などのネットワークを活用しての行動。派遣労働ネットとの連携関係により派遣労働の問題についての協力を得て、経協、労使、労委などの第三者機関を活用して社会的責任を促したり、マスコミ等を利用し社会的にアピールすることを考え、責める企業を決め、キャラバン行動の展開をはかっていたりしているそうです。

そして、連合福岡流労使交渉 20 条というものがあるそうです。それは、①服装、接する態度（礼儀正しく且つ堂々と）は大切に。ユニオンと交渉要員の説明をする。②交渉の入り口で喧嘩しない。③要求の根拠は明確にし、交渉期限の目安を明示する。④議論（口数）に負けない。相手の弱みは徹底的に攻める。⑤激しい口論になっても、付け入るスキを見逃さない。終わってみれば自分のペース。⑥ウソも 100 回言えば真実。⑦次の攻めにつながらない質問はしない。⑧相手側の弱点を見つけ徹底的に攻める。引き際を見極める。⑨相手によって対応を変化する。ある時は理論的に、ある時はだだっ子のように単純な攻めを。どうして？なぜ？⑩やっぱり大きい声は効果的。ごくまれに挑発し、怒鳴る。⑪必要に応じ法律、判例等の知識をひけらかす（知ったかぶり）、使用者の社会的責任を自覚させる。⑫必要に応じ大衆行動、街宣宣伝等の力を誇示する（はったり）。⑬（筋の通らない主張の場合など）、その場で労働者を叱る。ただし、あとのフォローは忘れずに。⑭使用者の主張に、ある程度理解を示しプライドは徹底的には潰さない。⑮詰めの段階では労働者の

要求をことさら強調する。そして許容する限度で要求を下げ、譲歩幅で使用者を納得させる（組合が行司役）。⑯間を取る（休憩、次回交渉に回す）。その場合、宿題は持ち帰らない、相手側に持ち帰らせる。⑰平行線、決裂寸前のとき、相手側に解決（内容）を委ねる。組合から提案した方が有利と判断した場合はその限りではない。⑱弁護士を引き出す、または引き離す。⑲労働審判の解決水準を紹介し、譲歩を迫る。⑳和解することは相互にメリットがあること説明する、というものです。団交の心得として参考になる部分があると思います。団体交渉の進め方については、管理職ユニオン・関西の方法とも重なる部分は多かったのですが、とくに礼儀正しく不快感を与えない身なり（スーツ着用など）、言葉、態度を意識して団体交渉に挑んでいると強調されていたのが心に残りました。交渉の中身では妥協しないが、服装、言葉遣いは礼節を保つことが相手側に侮られないために必要なことだと考えておられるようでした。そのほか別のユニオンからも自組合の団体交渉の一連の流れをいくつか紹介して頂きました。傾向としては、グローバル企業（外資など）の場合長期化する、国の外郭団体はほとんど天下りで誰も責任をとろうとしないため長期化することなどが言われました。また、弁護士が表にでてきて仕切っているような交渉の場合、使用者が解決しようと直接対峙する気になるようにもって行かないとなかなか交渉は前に進まないことなどが論議されました。

（２）第 9 分科会「有期雇用／20 条・定年後再雇用」に参加して（報告：大橋）

第 9 分科会は「有期雇用／20 条・定年再雇用」がテーマで、東京東部労組のメトロコマース支部の闘い、自治労全国一般副他地方労組の丘のバブル製造支部の闘い、えひめユニオン移籍分会の闘いが報告されました。また、郵政の労働者も参加されていたので、郵政 20 条裁判についても簡単な報告がありました。

すべてについて報告するのは難しいので、メトロコマース支部の闘いだけ紹介します。メトロコマースは、東京メトロの 100%子会社で、駅の売店を運営している会社です。メトロコマース支部は、非正規労働者が結成した支部で、これまで会社との交渉で様々な労働条件改善を勝ち取ってきました。しかし、それでも正社員との間には大きな格差があります。そこで、「売店で同じ業務に従事しているにもかかわらず、非正規であるというだけで差別するのはおかしい」との趣旨で、メトロコマース支部の組合員 4 人が労働契約法 20 条を盾に裁判闘争に打って出たのです。しかし、今年 3 月、東京地裁は、「正社員とは業務内容や責任の程度に大きな違いがある」として同法違反には当たらないと判断し、差額賃金や慰謝料の請求のほとんどを退けました。メトロコマース支部は当然控訴し、現在東京高裁で係争中です。東京地裁判決は、メトロコマースの本社勤務正社員と売店勤務非正規労働者を比較対象とするなど、到底公正とは思えないものでした。労働契約法 20 条を巡ってはこれまでいくつかの判決が出ていますが、その中でもひどい内容です。もちろん、闘いは今も続いているので、落胆することはありません。

今、全国各地で労働契約法 20 条を巡る闘い、すなわち正社員と非正規労働者の不合理な差別の撤廃を求める闘いが続いています。もちろん、裁判闘争だけでなく、各地のユニオンが団体交渉などでも闘っています。そうした動きの一端を知ることができたので、大変有意義でした。

～報告～ 「オキュパイ・ベーカリー」を観て

(ニューヨークでのメキシコ移民労働者たちの歴史的闘争)

関西ユニオン D

2017年10月21日、大阪国際交流センターにて、観てきました。

ナビゲーターは映像ジャーナリストの小山師人氏、コメンテーターはわが仲村実氏、上映終了後、旧知のふたりの熱いトークで盛り上がりました。

さて、私は、「これぞ労働組合の映画（ドキュメンタリー）だ！」と感動したのです。移民労働者というところが重要のように思えます。

米国の法令を知らない。中には英語をしゃべれない人もいる。母国の家族に仕送りしなければならない。強制的に国外退去させられるかもしれない……。数々の不利な条件に怯むことなく、彼らは労働条件の改善を求めて闘い始めます……。これって、改善以前の問題なんですよ。法令で定められた最低賃金を下回る賃金で働き、有給休暇があることすら知らないのだから。

私も最底辺労働の現場に身を置いた体験があるので、彼らにとっても共感しました。

一寸の虫にも五分の魂

たった一寸ほどの虫でも、体の半分にあたる五分の魂を持っていることから、小さな弱いものにも、それ相応の思慮や意地があるのだから、侮ったり、軽んじたりすべきではないということ。自分自身の意地を示すときにも使う。

彼らが最も訴えたいのはこれだと思うのです。私も、この故事ことわざが常に頭の中にありましたから、彼らの気持ちがよくわかります。

資本の論理によって虫けら扱いされることの理不尽、抗議が源泉になっているのだと思います。私の場合、使用者が「法令を知らない奴はとことん騙せ」という姿勢だったので、俺たちにも五分の魂はあるぜよ、と闘い始めて今も続いています。

彼らは泣き寝入りせず闘いに勝利しました。

『オキュパイ・ベーカリー』は、近いうちに、当組合の人気イベント「映画を観よう！」で上映します。みなさん、ぜひ観にきてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=vCrNrG8n81U> ← You Tube

Mr.Kのあれこれエッセイ第25回

健康診断を受けることの重要性

多くの病気は生活習慣の問題が原因となることがわかっています。不健康な生活習慣を改め、健康的な生活を送っていれば多くの病気は防ぐことができますし、仕事の効率もあがり、人間関係もうまくいきます。私個人としても会社での仕事も組合活動も投資活動も健康管理を基本に据えています。あらゆる活動に必要な判断力や忍耐力、良好な人間関係を築く気配りなどは、健康なしにはありえません。

勤めている会社で健康診断を受けることができる人は幸いです。個人事業主の方々などは自身で受診しなければなりません。従業員が健診を受けられない場合は義務違反として事業主に罰則が科せられます。また健診を受けることは労働者の権利ではなく義務なのです。受診拒否は許されません。このことが分かっていないのは労働者として自覚が足りないということです。むやみに健診を嫌がったりせず気持ちよく受診して御自身の健康管理に役立てましょう。

健康診断の検査項目は癌の早期発見には対応できていないものが多いとされていますが、脳卒中や心筋梗塞といった日本人の死因ワースト3のうち2つの疾患のリスクを減らすことができる項目が多く設けられています。脳卒中と心筋梗塞は動脈硬化を原因としています。動脈硬化はゆっくり進行するため、ある程度放置していても自覚症状がなく体に異常を覚えることもありません。ただ確実に外から見えない血管の老化は進行し続け、50代や60代になり突然の悲劇に見舞われることとなります。

健康診断で得られた数値の年毎の変化を把握していくことが大切です。数値の水準が大切なことは当然ですが、その方向性、悪い方向に向かっているのか良い方向に向かっているのかも重要です。悪い方向に向かっているのなら先手先手にと対策を講じなければなりません。

MUの大会が近づいています。新しい執行委員の候補者の方々に最も望むことはご自身の健康管

理です。社会人としてすでに長く活躍されてこられた方々に対してこのようなことを申し上げるのは恐縮ですが、執行委員のメンバーの多くは40代以上の中高年齢層の方々になると思いますので健康への配慮は重要です。執行委員の任期中の欠員が出ることへのリスクは全組合員で負わねばなりません。執行委員はご自身の品位や言動に留意し、他者への気配りや配慮は当然のこと、健康管理にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

下図にメタボシンドロームの診断基準を載せておきますのでご自身の検査結果と照らし合わせてください。そもそも健診を受診されていない方はお住まいの自治体等にお問い合わせされると手頃な負担で受診できると思います。

それでは MU の新しい期に向かって新たな一歩を！

See you!

メタボリックシンドロームの診断基準	
ウエスト周囲 (内臓脂肪の蓄積)	男性 85cm 以上 女性 90cm 以上
① 脂質異常症 (高脂血症)	中性脂肪値 150mg/dl 以上 または HDL-コレステロール 40mg/dl 未満
② 高血圧症	最高血圧 130mmHg 以上 または 最低血圧 85mmHg 以上
③ 空腹時血糖値	110mg/dl 以上

腹囲(内臓脂肪の蓄積)に加えて、
①~③の項目のうち2つ以上当てはまる場合には、
メタボリックシンドロームと診断される!

メタボ解消！ 遊歩会ハイキング 足の守護神・服部天神から伊丹スカイパーク (お酒の白雪コース)

2011年10月にメタボ解消と六甲縦走を最終目標に発足した遊歩会も7年目に入り、多数の参加が見込まれましたが、UGさんは寝坊、Sさんは連日の残業で疲労蓄積、A氏は日頃の不摂生の影響で体調不良・・・そんなわけで欠席者が続出するシマツでした。なお、OH氏とNさんも欠席でしたが、これはコミュニティ・ユニオン全国交流集会への参加という重要な組合活動のためで、やむを得ません。

さて、10月8日(日)。当日は夏を思わせる暑い天気でしたが、精鋭4名とブヨブヨのリーダーO氏(巷ではブヨブヨと愛称されている)が服部天神駅に集合し、最初の目的地・服部天神に参拝。一同、加齢とともに足が弱ってきているので、一心不乱に拝んでいました。そして、次の目的地・弥生時代(約2300～1700年前)のほぼ全期に渡り人々が生活していた田能遺跡を見学しました。考古学の造詣の深いSさんの説明を楽しみにしていたのですが、前記の理由により欠席。そのため、遊歩会のもう一つの目的である知識を深めることができず、一同落胆。もともと、「知」とは無縁のリーダーO氏ことブヨブヨだけはいつもと変わらず能天気。



ブヨブヨ

ブヨブヨの陽気のおかげで、参加者全員が何とか気を取り直し、当日のメインテーマ、スカイパークを目指して出発。スカイパークでは、飛行機が30メートルくらいの真上を通るポイントで、次々と飛来する飛行機、離陸する飛行機の真後ろの姿、飛行機が接地した瞬間の白煙や逆噴射・・・迫力満点の情景を堪能。一同、童心に返り、カメラを構えたり、歓声を上げていました。



スカイパークを後にして、いよいよ最終目的である白雪ブルワリービレッジ長寿蔵に到着。酒好きのH氏は当然、ブヨブヨもさっそく試飲を行っていました。OH氏とNさんが組合活動に専念している時に、遊歩会の目標も忘れて飲んでもらっていたわけです。

遊歩会も7年目。参加者の高齢化と意志薄弱で先行き心もとない状態です。しかし、遊歩会にはブヨブヨがいます。頭の中にお花畑が広がっている癒し系キャラ。組合員の交流と癒しの場という遊歩会の意義を再確認し、続けて行きたいと思います。

(文責はブヨブヨですが、一部OH等への誹謗中傷にあたる表現がありましたので、OHの方で修正加筆いたしました。ご了承ください。)

新入組合員学習会

入門編では、労働者はどんな権利を持っているのか？ 労働組合はどんな権利を持っていて、何ができるのか？ 団体交渉の進め方など、さしあたりすぐを知っておいた方がよいことを中心にレクチャーします。応用編では、職場での組合活動、労働条件改善、不当労働行為などについてレクチャーする予定です。新入組合員の皆さんはもちろん、そうでない方もどんどんご参加ください！

新入組合員学習会（入門編） 11月11日（土）14時～ @組合事務所
新入組合員学習会（中級編） 11月24日（金）19時～ @組合事務所

介護の切り捨てアカン 11月11日（土） 総がかり集中行動

○いい介護の日？ そりゃゴカイ！ 現場から叫ぶデモ

13時：扇町公園（集会後デモ）

○講演会「相模原事件と関わって障害者の自立支援を問う」

メインスピーカー：最首悟さん（和光大学名誉教授）

15時：PLP会館

主催：介護・福祉総がかり行動他

～映画を見よう！～ 「もう一つの約束」

～「なぜ娘が白血病に？」～韓国労災裁判の映画

《あらすじ》

江原道・東草（ソクチョ）のタクシー運転手、ハン・サング（パク・チョルミン）は妻と2人の子供と、平凡ながら幸せな家庭を築いていた。娘のユンミ（パク・ヒジョン）が韓国随一の企業、ジンソン電子の半導体工場に就職したことに、家族も誇らしげだ。ところがほどなく、ユンミの体に異変が現れる。ジンソンの社員が見舞金を手に一家を訪れ、辞職願と労災申請放棄の覚書にサインを迫る中、ユンミは22歳の生涯を閉じる。病名は急性骨髄性白血病。サングは労災を申請するが承認されず、労務士のナンジュ（キム・ギュリ）と共に、被害者を集め提訴に踏み切る。ジンソンの執拗な妨害工作に離脱者が相次ぐ中、サングは言う。「絶対にあきらめない。父親だから」—そして裁判は結審を迎える。

日時：12月2日（土）15時 組合事務所にて

年末一時金カンパ・争議支援カンパを！

組合では、今、光明池土地改良区、但馬屋商品、エルラインと3つの大きな争議を抱えています。会社は組合を訴える仮処分攻撃等にかけてきていますが、勝ち抜くまでやるつもりです。ただ、仮処分攻撃等に対応するため、組合としてもある程度出費を余儀なくされています。一時金（ボーナス）支給の季節が近づいてきました。振込用紙を同封しますので、是非、カンパをお願いします

管理職ユニオン・関西 第22回定期大会にご参加を！

(KU 組合員や賛助会員の方も傍聴していただけます。)

日時：11月26日(日) 13時30分開場、14時開始

場所：PLP会館4階小B会議室

※大会終了後懇親会 参加費 500円



組合員の方はこぞってご参加を！



連帯労組関西クラフト支部定期大会

日時：11月19日(日) 午前9時～

場所：学働館(大阪市西区川口2-4-2)

来期には統合も視野に入れて交流を深めている組合です。大勢ご参加ください！

2017年大望年会

日時：12月16日(土) 18時半

場所：PLP会館 4階中会議室

※参加費 1,000円



～メタボ解消！ 遊歩会～

ついに六甲縦走へ始動！ 縦走コースを歩き有馬で紅葉狩り

11月12日(日) 9:45 阪急六甲駅集合

遊歩会も結成7年。その間厳しいトレーニングに励み、いよいよ六甲縦走へと歩み出します。今回は、その第一歩として、縦走コースの一部を走破して有馬へと向かいます。季節は秋！ 紅葉に照らされながら、歩きましょう！

遊歩会 12月企画 貴人の眠る阿武山とものなのふの道を歩く

12月10日(日) 9:50 阪急茨木市駅集合